


契約書上の契約主体の表示について

○契約書（請書）上の契約主体の表示を次のとおり変更する。（請書の場合は住所不要）

変更前 「 長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触562番地
壱岐市長 ○○ ○○ 」



変更後 「 長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触562番地
壱岐市
代表者 市長 ○○ ○○ 」

※ 前文の記載がある場合は、法人名のみ「壱岐市」と表示する。

例） 頭書の業務について、壱岐市長—○○○○（以下「発注者」という。）と株式会社

○○○○ 代表取締役—□□□□（以下「受注者」という。）とは、・・・・・・・・

※ 受注者が法人の場合は、法人名のみ。個人の場合は、個人名まで記載すること。

（参考） 地方自治法

第 2 条

地方公共団体は、法人とする。

第147条

普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。

○変更理由

法人が契約締結を行う場合、契約書には「所在地・法人名・役職名・代表者名」を記載します。しかし壱岐市の場合「所在地・役職名・代表者名」の記載となっており、市長が個人として契約したのではなく、地方公共団体を代表して契約したのを明らかにする必要があります。

また、起案例文集（ぎょうせい刊）によれば、正確な表示としては「○○市（町村）右代表者市（町村）長○○○○」であり、できるだけ代表者を表示することが望ましいとされています。

直近の裁判例では、産業廃棄物最終処分場使用差止請求控訴事件（福岡高裁平成19年3月22日）において、公害防止協定の当事者名が「福岡町長○○○○」となっていたため、協定の当事者が「福岡町」なのか「福岡町長」なのかが争点の一つになりました。

そのなかで、裁判所の指摘としては協定書の体裁上問題があるとはしたものの、協定書の前文において福岡町（甲）との間で協定を締結するとの文言があったため、これにより端的に協定の一方向の当事者が「福岡町」であることを表示しているとの判断がされました。

壱岐市職員及び市内の業者は現行の表記に慣れており、通常はあまり問題にならないと思いますが、こうしたケースもありますので、慎重な対応が必要であると考えます。